

北上地区消防組合消防本部訓令第4号

消防機関

北上地区消防組合救急業務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月22日

北上地区消防組合消防本部
消防長 菊池洋幸

北上地区消防組合救急業務取扱規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合救急業務取扱規程（平成10年北上地区消防組合消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>北上地区消防組合救急業務<u>取扱</u>規程 （用語の意義）</p> <p>第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 救急事故とは、法及び<u>同</u>施行令（昭和36年政令第37号）に定める救急業務の対象となる事故をいう。</p> <p>(3)～(5) [略] （救急隊員）</p> <p>第3条 救急隊員（以下「隊員」という。）は、<u>次の各号のいずれかに該当する職員</u>をもって充てるものとする。</p>	<p>北上地区消防組合救急業務規程 （用語の意義）</p> <p>第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 救急事故とは、法及び<u>消防法</u>施行令（昭和36年政令第37号。<u>以下「政令」という。</u>）に定める救急業務の対象となる事故をいう。</p> <p>(3)～(5) [略] （救急隊員）</p> <p>第3条 救急隊員（以下「隊員」という。）は、<u>政令第44条第5項に該当する者のほか、消防署長が救急業務の実施に必要な</u></p>

(1) 救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する者

(2) 消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）別表第二6救急科を修了した者

(3) 前2号に掲げる者のほか消防署長（以下「署長」という。）が救急業務の実施に必要と認める者

（救急隊の編成）

第4条 救急隊は隊員3名以上をもって編成するものとする。
ただし、転院搬送の場合で医師又は看護師が同乗する場合は、2名以上をもって編成できるものとする。

（隊員の心得）

第6条 救急業務に従事する隊員は、次の各号に掲げる事項を心がけなければならない。

(1)～(4) [略]

（隊員の訓練）

第7条 警防課長及び署長は、隊員に対し、救急業務に必要な学識及び技能習得のため、教育訓練を行うよう努めなければならない。

（隊員の服装）

第8条 隊員の服装は、北上地区消防組合消防職員貸与品貸与規則（平成24年規則第5号）により貸与するものを着用するものとする。ただし、安全確保のため必要があるときは、安全ベスト等を着用するものとする。

2・3 [略]

（高規格救急自動車の配備）

と認める者をもって充てるものとする。

（救急隊の編成）

第4条 救急隊の編成は、政令第44条第1項に規定するもののほか、救急救命士の資格を有する隊員1人以上をもって編成するよう努めるものとする。

（隊員の心得）

第6条 救急業務に従事する隊員は、次の各号に掲げる事項を心掛けなければならない。

(1)～(4) [略]

（隊員の訓練）

第7条 警防課長及び消防署長は、隊員に対し、救急業務に必要な学識及び技能習得のため、教育訓練を行うよう努めなければならない。

（隊員の服装）

第8条 隊員の服装は、北上地区消防組合消防職員貸与品貸与規則（平成24年北上地区消防組合規則第5号）により貸与するものを着用するものとする。ただし、安全確保のため必要があるときは、安全ベスト等を着用するものとする。

2・3 [略]

（高規格救急自動車の配備）

第10条 救急自動車は、隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）に規定する応急処置を行うために必要な構造及び設備を有するものを配備するものとする。

（医療機関への搬送）

第12条 救急隊が傷病者を搬送する医療機関は、岩手県作成の傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準によるものとする。

（救急隊等の出場）

第15条 署長は、救急事故が発生したことを知ったとき又は岩手県央消防指令センター（以下「指令センター」という。）からの救急隊出動指令があったときは、救急事故の発生場所、傷病者の数及び傷病者の程度等を確認、ただちに所要の救急隊等を出場させなければならない。

2 救急事故に救急救命士、気管挿管認定救急救命士又は薬剤認定救急救命士を必要とする場合、当直長の判断又は出場救急隊からの要請により救急自動車等で出場できるものとする。

3 救急事故の状況により隊員3名での救急活動が困難な場合は、隊員4名での出場又はポンプ隊等が支援出場できるものとする。

（転院搬送）

第15条の3 転院搬送は、搬送元医療機関からの要請で他に搬送手段がない場合とし、搬送元医療機関の医師又は看護師の同乗による傷病者の病状管理のもと行うものとする。ただし、傷病者が搬送元医療機関で必要な措置を施され病状が安定

第10条 救急自動車は、救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）に規定する応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する車両を配備するものとする。

（医療機関の選定）

第12条 救急隊が傷病者を搬送する医療機関は、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準（平成23年9月岩手県救急高度化推進協議会通知）に基づき選定するものとする。

（救急隊等の出場）

第15条 消防署長は、救急事故が発生したことを知ったとき又は岩手県央消防指令センター（以下「指令センター」という。）からの救急隊出動指令があったときは、救急事故の発生場所、傷病者の数、傷病者の程度等を確認、ただちに所要の救急隊等を出場させなければならない。

2 救急事故に救急救命士、気管挿管認定救急救命士又は薬剤認定救急救命士を必要とする場合、当直長の判断又は出場救急隊からの要請により緊急車両で出場できるものとする。

3 救急事故の状況により隊員3名での救急活動が困難な場合は、隊員4名での出場又は消防隊が支援出場できるものとする。

（転院搬送）

第15条の3 転院搬送は、搬送元医療機関からの要請で他に搬送手段がない場合とし、搬送元医療機関の医師、看護師、准看護師又は救急救命士（以下「医師等」という。）の同乗による傷病者の病状管理のもと行うものとする。ただし、傷病

し、搬送中に悪化するおそれがないと医師が判断したときは、医師又は看護師の同乗を必要としないことができる。

(警察官の要請)

第15条の4 警察官の要請は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、現場保存に留意して救急活動を行うものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 北上地区消防組合救急活動プロトコール（以下「救急活動プロトコール」という。）により死亡していると判断した場合

(6) [略]

(搬送を拒んだ者の取扱い)

第16条 隊長は、傷病者又はその関係者が搬送を拒否した場合は、これを搬送しないものとし、搬送拒否確認書（様式第1号）に署名を受けるものとする。ただし、署名を受けることができなかった場合は、その理由を隊員が記入するものとする。

(医師の現場要請)

第17条 隊長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに救急現場に医師を要請するものとする。

(1) 傷病者を搬送することが生命に危険であると判断した場合

(2) 傷病者の状態からみて搬送の可否の判断が困難な場合

者が搬送元医療機関で必要な措置を施され病状が安定し、搬送中に悪化するおそれがないと医師が判断したときは、医師等の同乗を必要としないことができる。

(警察官の要請)

第15条の4 警察官の要請は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、現場保存に留意して救急活動を行うものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 北上地区消防組合救急活動プロトコール（平成15年北上地域メディカルコントロール協議会。以下「救急活動プロトコール」という。）により死亡していると判断した場合

(6) [略]

(搬送を拒否又は辞退した者の取扱い)

第16条 隊長は、傷病者又はその関係者が搬送を拒否(救急隊は搬送の必要性があると判断したが、本人等が搬送を拒んだものをいう。)又は辞退(本人等が搬送を希望せず、救急隊も搬送の必要はないと判断したものをいう。)した場合は、原則搬送しないものとし、拒否した傷病者又はその関係者から搬送拒否確認書（様式第1号）に署名を受けるものとする。ただし、署名を受けることができなかった場合は、その理由を隊長が記入するものとする。

(医師の現場要請)

第17条 隊長は、救急活動プロトコールの医師要請基準に該当する事案のときは、救急現場に医師を要請するものとする。

(3) 傷病者の救助にあたり、医療を必要とする場合

(ドクターヘリ等の要請)

第17条の2 隊長は、搬送又は傷病者処置においてヘリコプターが必要と判断した場合、指令センターにその旨を要請するものとする。

(死者の取扱い)

第18条 隊長は、傷病者が救急活動プロトコールにより死亡していると判断された場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。ただし、署長が特に搬送する必要があると認めるときは搬送することができる。

(感染症患者の取扱い)

第20条 傷病者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者のうち、次の各号のいずれかに該当する患者（以下「感染症患者等」という。）である場合は、搬送しないものとする。ただし、当該感染症患者が生命に危険があるなど、緊急に医療機関（他の医療機関への転院を含む。）に搬送する必要がある場合は、この限りではない。

(1) 一類感染症の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）

(2) 二類感染症の患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）で定めるものの疑似症患者を含む。）

(3) 指定感染症の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者

(ドクターヘリ等の要請)

第17条の2 隊長は、搬送又は傷病者処置においてドクターヘリ又は防災ヘリコプターが必要と判断した場合、指令センターにその旨を要請するものとする。

(死者の取扱い)

第18条 隊長は、傷病者が救急活動プロトコールにより死亡していると判断された場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。ただし、消防署長が特に搬送する必要があると認めるときは搬送することができる。

(感染症患者の取扱い)

第20条 傷病者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症若しくは新感染症に罹患している場合又は罹患している疑いがあると認められる場合は、原則搬送しないものとし、発生場所を管轄する保健所と協議し対処するものとする。

を含む。)

(4) 新感染症（新型感染症の所見がある者を含む。）

2 隊長は、感染症患者及び感染症患者等と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊員及び救急自動車等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行ない、その旨を署長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の措置を講ずるものとする。

3 報告を受けた署長は、感染症患者等搬送報告書（様式第2号）により消防長に報告するものとする。

（感染症対策）

第20条の2 消防長は、隊員が救急業務等の実施に際し、感染症に感染しないための対策を講ずるものとする。

（要保護者等の取扱い）

第21条 傷病者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者又は要保護者と認められ関係機関に連絡を必要とする場合、消防通信業務に従事する者又は隊員が、北上市保健福祉部福祉課生活保護係又は西和賀町保健福祉課に連絡するものとする。

（傷病者の引渡し）

第22条 隊長は、傷病者を医療機関に引き渡したときは、傷病者搬送確認書（様式第3号）を作成し、医師に引継ぎ、引受け医師記入欄への記入を依頼するものとする。

（救急証明）

第24条 消防長は、救急隊が取り扱った傷病者又は関係者から、救急搬送証明願（様式第4号）により証明を求められたとき

2 隊長は、前項に該当する者を搬送した場合は、隊員、救急自動車及び資器材の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、その旨を消防署長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の措置を講ずるものとする。

（感染症対策）

第20条の2 消防長は、隊員が救急業務を含む消防活動の実施に際し、感染症に感染しないための対策を講ずるものとする。

（要保護者等の取扱い）

第21条 傷病者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者又は要保護者と認められる場合は、必要に応じ傷病者の居住地を管轄する市区町村に連絡するものとする。

（傷病者の引渡し）

第22条 隊長は、傷病者を医療機関に引き渡したときは、傷病者搬送確認書（様式第3号）を作成し、医師に引継ぎ、引受け医師記入欄への記入を依頼するものとする。

（救急搬送証明）

第24条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する者から救急搬送証明願（様式第4号）により証明を求められたときは、

きは、救急搬送証明書（様式第5号）を交付するものとする。

（救急業務に関する照会）

第25条 消防長は、裁判所又は裁判所以外の官公署若しくは弁護士会から法的根拠を示し救急業務について照会があったときは、客観的事実についてのみ回答するものとする。

2 消防長は、前項に規定する者以外の者から救急業務照会願（様式第6号）により照会を求められたときは、客観的事実についてのみ救急業務回答書（様式第7号）により回答するものとする。

（消毒）

第26条 [略]

- 2 前項による消毒を実施したときは、その旨を消毒実施記録表（様式第8号又は様式第8号の2）に記入し、救急自動車の見やすい場所に備え付けておかなければならない。
- 3 前項の規定による消毒を効果的に行うため、各署には消毒用資器材を備えるものとする。

救急搬送証明書（様式第5号）を交付するものとする。

- (1) 救急隊が医療機関に搬送した傷病者
- (2) 前号の二親等以内の親族
- (3) 前2号のいずれかの者の委任状（様式第6号）を持参したものの

2 消防長は、前項の申請者から申請があった場合は、身分証明書等の提示を求め、申請者であることを確認するものとする。ただし、他の方法で確認できる場合は、この限りでない

。

（救急業務に関する照会又は開示請求）

第25条 消防長は、傷病者又はその他の者から救急業務に関して照会又は開示請求があった場合は、北上地区消防組合情報公開条例（平成26年北上地区消防組合条例第5号）又は北上地区消防組合個人情報保護法施行条例（令和5年北上地区消防組合条例第1号）に基づき回答するものとする。

（消毒）

第26条 [略]

- 2 前項による消毒を実施したときは、その旨を消毒実施記録表（様式第8号又は様式第8号の2）に記入し、救急自動車内の見やすい場所に備え付けておかなければならない。
- 3 消防署長は、消毒を効果的に行うため、各署に消毒用資器材を備えるものとする。

(救急調査)

第27条 署長は、救急業務の円滑な実施を図るため、当該実施地域について、次の各号に定めるところにより調査を行うものとする。

(1)～(3) [略]

(4) その他署長が必要と認める事項

(救急業務の報告)

第28条 隊長は、救急業務を実施したときは、北上地区消防組合救急活動記録票(様式第9号)等により署長に報告しなければならない。

2 署長は、定期的に消防長に報告するものとする。

(救命事例の報告)

第30条 署長は、救急出場事案における救命事例について傷病者救命事例報告書(様式第11号)により消防長に報告するものとする。

(救急自動車同乗実習)

第32条 消防長は、消防関係者、医療従事者及び救急救命士資格を有する又は資格を習得しようとする学校等に在籍する者から救急自動車同乗実習の願い出があったときは、救急業務に支障がない場合に限り承認し乗車させることができる。

(補則)

第33条 この訓令に定めるもののほか、救急業務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(救急調査)

第27条 消防署長は、救急業務の円滑な実施を図るため、当該実施地域について、次の各号に定めるところにより調査を行うものとする。

(1)～(3) [略]

(4) その他消防署長が必要と認める事項

(救急業務の報告)

第28条 隊長は、救急業務を実施したときは、北上地区消防組合救急活動記録票(様式第9号)等により消防署長に報告しなければならない。

(救命事例の報告)

第30条 消防署長は、救急出場事案における救命事例について傷病者救命事例報告書(様式第11号)により消防長に報告するものとする。

(救急自動車同乗実習)

第32条 消防長は、消防関係者、医療従事者及び救急救命士を養成する機関から救急自動車同乗実習の依頼があったときは、救急業務に支障がない場合に限り承認し、乗車させることができる。

(補則)

第33条 この訓令に定めるもののほか、救急業務に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号 (第16条関係)

出動番号.....

搬送拒否確認書

傷病者氏名.....

生年月日.....年 月 日 性別 男・女.....

救急車での搬送を拒否しましたので、その理由を記入し署名をお願いします。

万が一、容態が変化した場合は、必ず医療機関で受診してください。

搬送拒否者記入欄

拒否する理由
.....
.....
.....
署 名.....
傷病者との関係 本人 ・ 家族 (.....) ・ その他 (.....)
署名日時 年 月 日 時 分.....

[略]

様式第1号 (第16条関係)

出動番号.....

搬送拒否確認書

傷病者氏名.....

生年月日.....年 月 日 性別 男・女.....

救急車での搬送を拒否する理由等を記入願います。

記入欄

理由
.....
.....
.....
署 名.....
傷病者との関係 本人 ・ 家族 (.....) ・ その他 (.....)
署名日時 年 月 日 時 分.....

[略]

様式第2号 (第20条関係)

消防長	消防次長	警防課長	警防課長補佐	救急係長

署長	副署長	分署長	当直長	救急係長

北上地区消防組合消防本部

消防長 様

消防署

署長

感染症患者等搬送報告書

入電年日時 (覚知別)	年 月 日 () 時 分 (覚知別:)		
出 場 場 所			
隊 員 氏 名	隊長: 隊員: 機関員:		
事 案 概 要 (年齢性別含)			
診 断 名 (搬送確認書等確認後記入)		搬送医療機関	
感染防止内容	手 袋 () 処置: マ ス ク () 処置: 感染防御衣 () 処置: ゴ ー グ ル () 処置:		
隊員感染疑	曝露の有無: 曝露部位:		
帰署後の処置	隊 員		
	器 具		
	車 内		
その他特記事項			

救急活動記録票の写しを添付する。

様式第2号_削除

傷病者搬送確認書 (救急隊用)

北上地区消防組合 救急隊

引継日時	年 月 日 () 時 分					
傷病者	住所					
	フリガナ					
	氏名	男・女	職業			
	生年月日	T・S・H・R 年 月 日 (歳)	電話			
事故種別	急病・交通事故・一般負傷・その他 ()					
発生場所						
事故(救急要請)概要	時間経過					
		入電	:			
		現場到着	:			
		病院到着	:			
傷病者情報	既往症:	医療機関名:				
	現病名:	医療機関名:				
現場到着時状況	痛み 有 ()・無 ()	麻痺 有 ()・無・不明 ()				
主訴等	出血 有 ()・無 ()	嘔吐 有・無	失禁 有 (大・小)・無 ()			
バイタルサイン	意識レベル	JCS	呼吸	回/min	脈拍	回/min
(:)	瞳孔	径 R ()mm	L ()mm	対光 R (+ ・ -)	L (+ ・ -)	
救急隊処置内容						
備考						
救急隊名	北上	西和賀	隊長	隊員	機関員	
	和賀	村崎野				
	大堤					

引受医師記入欄

傷病名 (疑い含む)	死亡の場合の死亡日時 (月 日 時 分)	傷病程度
収容医療機関名		1 死亡(初診時死亡が確認されたもの)
医師署名		2 重症(三週間以上の入院加療を要するもの)
医師からの伝達欄		3 中等症(入院を要するもので重症に至らないもの)
		4 軽症(入院加療を必要としないもの)

傷病者搬送確認書 (救急隊用)

北上地区消防組合 救急隊

引継日時	年 月 日 () 時 分					
傷病者	住所					
	フリガナ					
	氏名	男・女	職業			
	生年月日	T・S・H・R 年 月 日 (歳)	電話			
事故種別	急病・交通事故・一般負傷・その他 ()					
発生場所						
事故(救急要請)概要	時間経過					
		入電	:			
		現場到着	:			
		病院到着	:			
傷病者情報	既往症:	医療機関名:				
	現病名:	医療機関名:				
傷病者の状態	痛み 有 ()・無 ()	麻痺 有 ()・無・不明 ()				
主訴等	出血 有 ()・無 ()	嘔吐 有・無	失禁 有 (大・小)・無 ()			
バイタルサイン	意識レベル	JCS	呼吸	回/min	脈拍	回/min
(:)	瞳孔	径 R ()mm	L ()mm	対光 R (+ ・ -)	L (+ ・ -)	
救急隊処置内容						
備考						
救急隊名	北上	西和賀	隊長	隊員	機関員	
	和賀	村崎野				
	大堤					

引受医師記入欄

傷病名 (疑い含む)	死亡の場合の死亡日時 (月 日 時 分)	傷病程度
収容医療機関名		1 死亡(初診時死亡が確認されたもの)
医師署名		2 重症(三週間以上の入院加療を要するもの)
医師からの伝達欄		3 中等症(入院を要するもので重症に至らないもの)
		4 軽症(入院加療を必要としないもの)

様式第3号 (第22条関係)

傷病者搬送確認書 (医療機関控)

北上地区消防組合 救急隊

引継日時	年 月 日 () 時 分					
傷病者	住所					
	フリガナ					
	氏名	男・女	職業			
	生年月日	T・S・H・R 年 月 日 (歳)	電話			
事故種別	急病・交通事故・一般負傷・その他 ()					
発生場所						
事故(救急要請)概要				時間経過		
				入電	:	
				現場到着	:	
				病院到着	:	
傷病者情報	既往症:			医療機関名:		
	現病名:			医療機関名:		
現場到着時状況	痛み 有 () ・無 ()		麻痺 有 () ・無・不明 ()			
主訴等	出血 有 () ・無 ()		嘔吐 有・無		失禁 有 (大・小) ・無 ()	
バイタル	意識レベル	JCS	呼吸	回/min	脈拍	回/min
サイン	血圧	/	SpO2	%	体温	℃
(:)	瞳孔	径 R () mm	L () mm	対光 R (+ ・ -)	L (+ ・ -)	
救急隊処置内容						
備考						
救急隊名	北上	西和賀	隊長	隊員	機関員	
		和賀	村崎野			
		大堤				

引受医師記入欄		
傷病名 (疑い含む)	(月 日 時 分)	傷病程度
死亡の場合の死亡日時		1 死亡(初診時死亡が確認されたもの)
収容医療機関名		2 重症(三週間以上の入院加療を要するもの)
医師署名		3 中等症(入院を要するもので重症に至らないもの)
医師からの伝達欄		4 軽症(入院加療を必要としないもの)

様式第3号 (第22条関係)

傷病者搬送確認書 (医療機関控)

北上地区消防組合 救急隊

引継日時	年 月 日 () 時 分					
傷病者	住所					
	フリガナ					
	氏名	男・女	職業			
	生年月日	T・S・H・R 年 月 日 (歳)	電話			
事故種別	急病・交通事故・一般負傷・その他 ()					
発生場所						
事故(救急要請)概要				時間経過		
				入電	:	
				現場到着	:	
				病院到着	:	
傷病者情報	既往症:			医療機関名:		
	現病名:			医療機関名:		
傷病者の状態	痛み 有 () ・無 ()		麻痺 有 () ・無・不明 ()			
主訴等	出血 有 () ・無 ()		嘔吐 有・無		失禁 有 (大・小) ・無 ()	
バイタル	意識レベル	JCS	呼吸	回/min	脈拍	回/min
サイン	血圧	/	SpO2	%	体温	℃
(:)	瞳孔	径 R () mm	L () mm	対光 R (+ ・ -)	L (+ ・ -)	
救急隊処置内容						
備考						
救急隊名	北上	西和賀	隊長	隊員	機関員	
		和賀	村崎野			
		大堤				

引受医師記入欄		
傷病名 (疑い含む)	(月 日 時 分)	傷病程度
死亡の場合の死亡日時		1 死亡(初診時死亡が確認されたもの)
収容医療機関名		2 重症(三週間以上の入院加療を要するもの)
医師署名		3 中等症(入院を要するもので重症に至らないもの)
医師からの伝達欄		4 軽症(入院加療を必要としないもの)

様式第4号 (第24条関係)

救急搬送証明願

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 様

申請者 住所
氏名[㊟]
電話
証明を受けたい人との関係
本人 家族 ()
その他 ()

下記のとおり、救急隊により搬送されたことを証明願います。

傷病者住所	
傷病者氏名	
救急要請日時	年 月 日 時 分 ころ
救急要請場所	
証明事項	(1) 傷病者の住所、氏名、生年月日及び性別 (2) 救急事故入電日時及び要請場所 (3) 収容医療機関名及び収容日時
使用目的	
必要部数	部

※ 受付欄	※ 経過欄

備考 1 申請者が本人又は家族以外の場合は、委任状を添えて申請してください。
2 ※印の欄は記入しないでください。

様式第4号 (第24条関係)

救急搬送証明願

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 様

申請者 住所
氏名
電話
証明を受けたい人との関係
本人 家族 ()
その他 ()

下記のとおり救急隊により医療機関へ搬送されたことを証明願います。

傷病者住所	
傷病者氏名	
傷病者生年月日	
救急要請日時	年 月 日 時 分 ころ
救急要請場所	
収容医療機関名	
医療機関収容日時	年 月 日 時 分 ころ
使用目的	
必要部数	部

※本人確認方法	
※ 受付欄	※ 経過欄

備考 1 申請者が本人又は二親等以内の親類以外場合は、委任状を添えて申請してください。
2 ※印の欄は記入しないでください。

様式第5号 (第24条関係)

救急搬送証明書

傷病者氏名・性別	
生年月日	年 月 日生 (歳)
傷病者住所	
救急事故入電日時	年 月 日 時 分
救急要請場所	
収容医療機関名	
収容日時	年 月 日 時 分
上記のとおり相違ないことを証明します。	
第 号 年 月 日	
様	
北上地区消防組合消防本部 消防長 印	

様式第5号 (第24条関係)

救急搬送証明書

傷病者住所	
傷病者氏名	
傷病者生年月日	年 月 日生
救急要請入電日時	年 月 日 時 分
救急要請場所	
収容医療機関名	
医療機関収容日時	年 月 日 時 分
上記のとおり救急隊により医療機関へ搬送したことを証明します。	
第 号 年 月 日	
様	
北上地区消防組合消防本部 消防長 印	

様式第6号 (第25条関係)

救急業務照会願

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 様

申請者 住所

氏名

電話

照会を受けたい人	住 所 氏 名 生年月日 年 月 日 (性別)
救急車要請 日時及び場所	日 時 年 月 日 時 分 ころ 場 所
照 会 事 項 (証明を受けたい事項を項目ごとに分け、番号をつけて詳しく記入)	
照会願提出理由 及び法的根拠	

※ 受付欄	※ 経過欄

備考 ※印の欄は記入しないでください。

様式第7号 (第25条関係)

様式第6号 (第24条関係)

委 任 状

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 様

私は、 を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

救急搬送証明願の交付申請及び受領に関すること。

住 所

氏 名

印

(添付する印鑑証明の印鑑を捺印してください。)

※捺印した印鑑の印鑑証明を添付してください。

様式第7号 削除

消毒実施記録表（定期消毒）

署長	副署長	分署長	当直長	隊長	実施月日	消毒方法	実施者

[略]

様式第8号の2（第26条関係）

消毒実施記録表（使用後消毒）

署長	副署長	分署長	隊長	実施月日	救急業務内容	消毒方法	実施者

[略]

消毒実施記録表（定期消毒）

消防署長	副署長	分署長	当直長	隊長	実施日	消毒方法	実施者

[略]

様式第8号の2（第26条関係）

消毒実施記録表（使用後消毒）

消防署長	副署長	分署長	隊長	実施日	救急業務内容	消毒方法	実施者

[略]

様式第9号 (第28条関係)

(表)

北上地区消防組合救急活動記録票

消防署長	副署長	分署長	当直長	救急隊長	隊確認印	
出場年月日 年 月 日 ()		事故種別	出場番号 - 傷病者番号 -			
出 場 先			発生場所			
傷病者	住 所		電話番号 - -			
	フリガナ		職 業			
	氏 名		生年月日 年 月 日 (歳) 性 別			
覚知別		受信者	要請者 (TEL) (- -)			
救急事案の概要:						
現場到着時の状況	接触時の状況:					
	傷病者情報 既往症: () 現病名: () その他の情報:					
	主訴等 自覚症状: 痛みの部位・性状:					
	初期体位:		痙攣:	麻痺:		
	表情:		嘔吐:	出血・種類:		
	顔色:		嘔気:	出血量:		
	熱傷:		失禁:	四肢等変形:		
	死亡徴候:					
	観察の経過	実施時刻				時間経過
		意識				入電
呼吸					指令	
脈拍					出場	
E C G					現着	
血 圧					接触	
瞳孔(左右)					収容	
対光反射					現発	
S p O ₂					病着	
体 温					帰署	
E T C O ₂						
他の観察						
処置:						
開始時刻 () 搬送体位:						
処置判断及び経過等						
搬送医療機関名			引受医師名			
病院選定		選定者:	手配回数: 回			
		経過:				

[略]

様式第9号 (第28条関係)

(表)

北上地区消防組合救急活動記録票

消防署長	副署長	分署長	当直長	救急隊長	隊確認印	
出場年月日 年 月 日 ()		事故種別	出場番号 - 傷病者番号 -			
出 場 先			発生場所			
傷病者	住 所		電話番号 - -			
	フリガナ		職 業			
	氏 名		生年月日 年 月 日 (歳) 性 別			
覚知別		受信者	要請者 (TEL) (- -)			
救急事案の概要:						
現場到着時の状況	接触時の状況:					
	傷病者情報 既往症: () 現病名: () その他の情報:					
	主訴等 自覚症状: 痛みの部位・性状:					
	初期体位:		痙攣:	麻痺:		
	表情:		嘔吐:	出血・種類:		
	顔色:		嘔気:	出血量:		
	熱傷:		失禁:	四肢等変形:		
	死亡徴候:					
	観察の経過	実施時刻				時間経過
		意識				入電
呼吸					指令	
脈拍					出場	
E C G					現着	
血 圧					接触	
瞳孔(左右)					収容	
対光反射					現発	
S p O ₂					病着	
体 温					帰署	
E T C O ₂						
他の観察						
処置:						
開始時刻 () 搬送体位:						
処置判断及び経過等						
搬送医療機関名			引受医師名			
病院選定		選定者:	手配回数: 回			
		経過:				

[略]

様式第10号 (第29条関係)

(表)

北上地区消防組合救急活動検証票

消防長	消防次長	警防課長	課長補佐	救急係長	救急係主任	救急係・救急救命士

出場年月日 (医師引継ぎ時刻)	年 月 日 () 年 月 日	事故種別	出場番号 - 傷病者番号 -
--------------------	--------------------	------	----------------------

発生場所	傷病者	性別:	年齢	歳	職業
------	-----	-----	----	---	----

救急事案の概要:

現場到着時の状況	接触時の状況:		
	傷病者情報 既往症: () 現病名: () その他の情報:		
	主訴等 自覚症状: 痛みの部位・性状:		
	初期体位:	痙攣:	麻痺:
	表情:	嘔吐:	出血・種類:
	顔色:	嘔気:	出血量:
	熱傷:	失禁:	四肢等変形:

観察の経過	死亡徴候:	時間経過
	実施時刻	
	意識	入電
	呼吸	指令
	脈拍	出場
	E C G	現着
	血圧	接触
	瞳孔(左右)	搬出
	対光反射	収容
	S p O ₂	現発
体温	到着	
E T C O ₂	帰署	
他の観察		

処置:
開始時刻 () 搬送体位:

処置判断 及び 経過等	
-------------------	--

搬送医療機関名	引受医師名
---------	-------

病院選定	選定者: 経過:	手配回数: 回
------	-------------	---------

摘要

[略]

様式第10号 (第29条関係)

(表)

北上地区消防組合救急活動検証票

消防長	消防次長	警防課長	課長補佐	救急係長	救急係主任	救急係・救急救命士

出場年月日 (医師引継ぎ時刻)	年 月 日 () 年 月 日	事故種別	出場番号 - 傷病者番号 -
--------------------	--------------------	------	----------------------

発生場所	傷病者	性別:	年齢	歳	職業
------	-----	-----	----	---	----

救急事案の概要:

傷病者の状態	接触時の状況:		
	傷病者情報 既往症: () 現病名: () その他の情報:		
	主訴等 自覚症状: 痛みの部位・性状:		
	初期体位:	痙攣:	麻痺:
	表情:	嘔吐:	出血・種類:
	顔色:	嘔気:	出血量:
	熱傷:	失禁:	四肢等変形:

観察の経過	死亡徴候:	時間経過
	実施時刻	
	意識	入電
	呼吸	指令
	脈拍	出場
	E C G	現着
	血圧	接触
	瞳孔(左右)	搬出
	対光反射	収容
	S p O ₂	現発
体温	到着	
E T C O ₂	帰署	
他の観察		

処置:
開始時刻 () 搬送体位:

処置判断 及び 経過等	
-------------------	--

搬送医療機関名	引受医師名
---------	-------

病院選定	選定者: 経過:	手配回数: 回
------	-------------	---------

摘要

[略]

様式第11号 (第30条関係)

消防長	消防次長	警防課長	警防課長補佐	救急係長

北上地区消防組合消防本部
消防長 様

消防署
署長

傷病者救命事例報告書

救急活動において、次のとおり救命事例がありましたので報告します。

[略]

年 月 日

様式第11号 (第30条関係)

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 様

消防署
消防署長

傷病者救命事例報告書

救急活動において、次のとおり救命事例がありましたので報告します。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。